

回 覧

住民のみなさまへ

基礎調査に伴う土地の立入りについて（依頼）

本県の建設行政につきましては、日頃より御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

このたび「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（土砂災害防止法）に基づき、棚倉地区の一部において基礎調査業務のため、下記のとおり現地調査を実施します。

現地調査は土砂災害の危険性を把握するため、がけ高、勾配、家屋からの距離等の測量及び現地状況の写真撮影を実施するものであり、調査に伴い、敷地内へ立入ることがありますので、その際には御協力くださるようお願いいたします。

なお、現地立入りの際に、立会いの必要はございません。

調査業務は下記の調査会社に委託しており、現地調査員は、福島県県南建設事務所発行の身分証明書を携帯しております。

ご不明な点等ございましたら、下記の問合せ先までご連絡ください。

記

1 調査期間

令和8年6月22日（月）から令和8年12月28日（月）までの期間中に1週間程度を予定しています。（複数回調査する場合があります）

2 調査箇所

東白川郡棚倉町大字棚倉地内

※別図のとおり

3 調査業者

株式会社藤建技術設計センター 担当者：会沢 勝

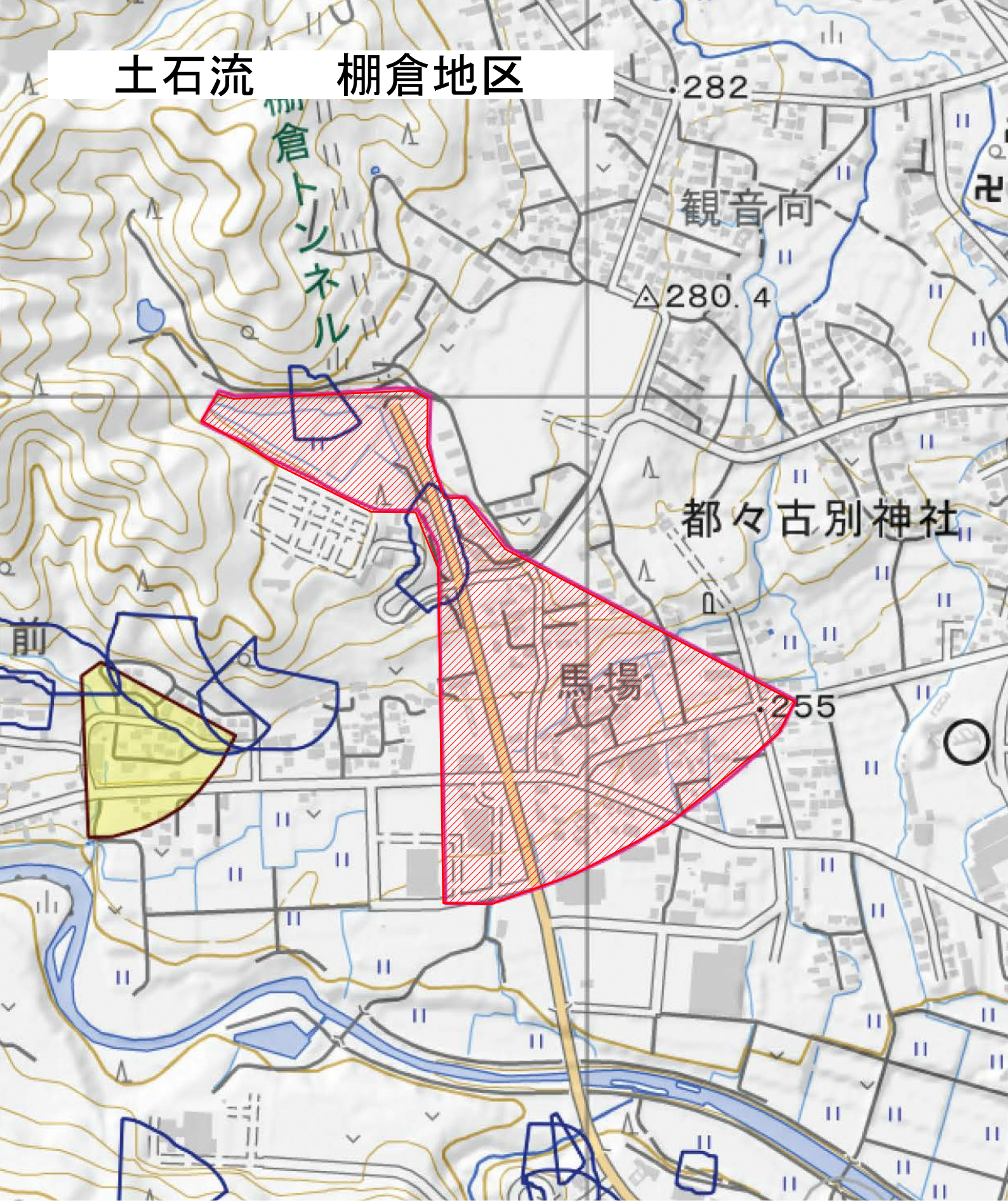
電話：0247-57-9303

4 問合せ先

福島県県南建設事務所 事業部河川砂防課 担当者：白岩 孝朗

電話：0248-23-1626

土石流 棚倉地区



※ 調査範囲は、現地の状況によって広がる場合があります。

凡例

- | | | | |
|---------------------|------------|----------|-------|
| 土砂災害警戒区域等 | 土砂災害特別警戒区域 | 土砂災害警戒区域 | 本調査箇所 |
| 新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所 | 急傾斜地の崩壊 | 土石流 | |

土砂災害防止法の概要

（『土砂災害防止法』とは） 土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。

基礎調査の実施・公表

都道府県が、溪流や斜面及びその下流など土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、土地利用状況等について調査し、結果を公表します。



急傾斜地の崩壊

※傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象



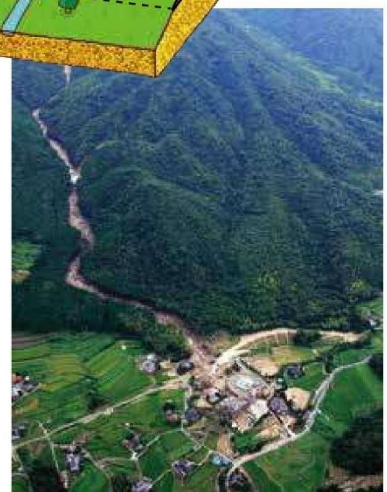
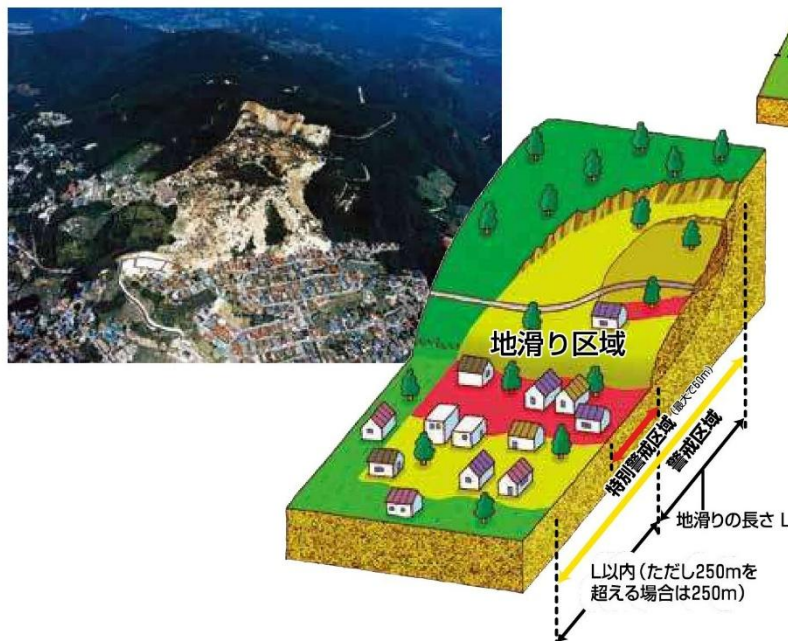
土石流

※山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象



地滑り

※土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象



区域の指定

基礎調査結果の公表後、土砂災害のおそれのある区域等を指定します。

土砂災害警戒区域 (通称：イエローゾーン)

■ 急傾斜地の崩壊

- イ 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
- ロ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- ハ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍(50mを超える場合は50m)以内の区域

■ 土石流

土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域

■ 地滑り

- イ 地滑り区域(地滑りしている区域または地滑りするおそれのある区域)
- ロ 地滑り区域下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離(250mを超える場合は、250m)の範囲内の区域

土砂災害特別警戒区域 (通称：レッドゾーン)

急傾斜地の崩壊等に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域。

※ただし、地滑りに係る土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさについては、作用した時から30分間を経過した時において作用するものとされている。また、地滑りに係る特別警戒区域は地滑り区域の下端から60mの範囲内で指定することとされている。

警戒区域では

特別警戒区域ではさらに

土砂災害警戒区域

土砂災害のおそれがある区域



警戒避難体制の整備

土砂災害から生命及び身体を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるよう、警戒避難体制の整備が図られます。
【市町村】

土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域

特定の開発行為に対する許可制

住宅用地分譲や要配慮者利用施設の建築のための開発行為は、基準に合ったものに限って許可されます。
【都道府県】



建築物の構造規制

居室を有する建築物は、作用すると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認がされます。
【建築主事を置く地方公共団体等】

建築物の移動勧告

土砂災害時に損壊が生じ、住民等に著しい危害が生ずるおそれのある建築物の所有者等に対し、移動等の勧告が図られます。
【都道府県】

お問い合わせ先	
調査機関	： (株) 藤建技術設計センター
担当者	： 会沢 勝 TEL : 0247-57-9303 (携帯 : 090-8785-2129)
発注者	： 福島県県南建設事務所
担当者	： 河川砂防課 白岩 孝朗 TEL : 0248-23-1626